

姫島村空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を利活用することにより、本村への移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため実施する、姫島村空き家バンク事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内に、居住、店舗及び事務所を目的に建築された建物のうち、現に使用していないもの（使用しなくなる予定のものを含む。）であって、良好な管理状態にあるもの及びその敷地等をいう。
- (2) 姫島村空き家バンク 村内に存する空き家及び利用希望者に関する登録を通して、空き家登録者及び利用登録者に対して情報提供を行う仕組みをいう。
- (3) 所有者 土地や建物の登記簿又は課税台帳に所有者として記載されている者、若しくはその相続人等で、空き家について所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 本村への移住・定住を目的として空き家の利用を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は姫島村空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第4条 姫島村空き家バンク事業による空き家に関する登録を受けようとする所有者は、姫島村空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）及び姫島村空き家バンク物件登録カード（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、姫島村空き家バンク物件登録台帳（様式第3号）（以下、「空き家台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、姫島村空き家バンク物件登録

通知書(様式第4号)により当該空き家の登録を受けた者(以下「空き家登録者」という。)に通知するものとする。

4 村長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項の規定による登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
- (2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であるとき。
- (3) その他登録に適さないと村長が判断したとき。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家登録者は、空き家に係る登録事項に変更があったときは、遅滞なく姫島村空き家バンク登録事項変更届(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 村長は、次の各号に掲げる場合において、空き家台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 姫島村空き家バンク物件登録抹消届(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 第4条第4項第1号又は第2号に該当すると判明したとき。
- (3) 村長が必要と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により空き家台帳の登録を抹消したときは、空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第7号)により当該空き家登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、姫島村空き家バンク利用登録申込書(様式第8号)及び誓約書(様式第9号)に必要な書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を姫島村空き家バンク利用者登録台帳(様式第10号)(以下、「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し、本村の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者
- (2) その他村長が適当と認めた者

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、姫島村空き家バンク利用登録通知書（様式第11号）により当該申込者に通知するものとする。

4 村長は、第2項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、同項の規定による登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用であると認められる者
- (2) 宗教活動、政治活動その他の本要綱の趣旨に照らして不相当と認められる活動のための利用であると認められる者
- (3) 宅地建物取引業としての利用であると認められる者
- (4) その他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

（登録の有効期間）

第7条の2 利用者台帳への登録の有効期間は、登録の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 第7条第2項の規定による登録を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく姫島村空き家バンク利用登録変更届（様式第12号）を村長に提出しなければならない。

（利用者台帳の登録の抹消）

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 利用希望者が第7条第4項第1号から第4号までに該当することが判明したとき。
- (4) 利用登録者から空き家バンク利用登録抹消届（様式第13号）の提出があったとき。
- (5) その他村長が適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項の規定により空き家台帳の登録を抹消したときは、空き家バン

ク利用登録抹消通知書(様式第14号)により当該空き家登録者に通知するものとする。

(情報提供)

第10条 村長は、空き家登録者及び利用登録者に対して、必要に応じて情報提供を行うものとする。

- (1) 利用登録者に対しては、空き家台帳に登録された有用な情報。
- (2) 空き家登録者に対しては、利用者台帳に登録された有用な情報。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 村長は、空き家登録者及び利用登録者との間で行う物件の売買、賃貸借に関する交渉及び契約に関する仲介行為には、直接関与しない。

- 2 交渉、契約に関する一切のトラブル等については、事前事後に関わらず、空き家登録者及び利用登録者間で責任をもって解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 村長は、姫島村個人情報保護条例(平成14年姫島村条例第15号)の規定の趣旨に基づき、空き家登録者及び利用登録者の個人情報(以下、「個人情報」という。)は、姫島村空き家バンク事業の目的以外には利用しないこととする。

- 2 空き家登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
 - (2) 個人情報を村長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
 - (3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適切に破棄すること。
 - (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に破棄すること。
 - (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに村長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。